



長野県報

10月19日(月)
平成21年
(2009年)
第2109号

目 次

告 示

公共測量の実施（建設政策課） 1

公 告

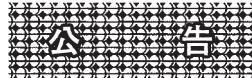
一般競争入札（管財課） 1

一般競争入札（こども・家庭福祉課） 2

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（産業政策課） 3

一般競争入札（病院事業局） 3

特定調達契約に係る落札者の決定（交通規制課） 4



長野県告示第497号

生坂村長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成21年10月19日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

2 作業期間

平成21年9月8日から平成22年1月31日まで

3 作業地域

東筑摩郡生坂村

建設政策課

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年10月19日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁非常用自家発電設備整備点検作業一式

(2) 役務の特質

長野県庁舎の非常用自家発電設備3台（議会増築棟 1,000 KVA、西庁舎 750KVA、西庁舎電算用 500KVA）の整備点検作業

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年2月28日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第